

食安輸発第1130002号
平成18年11月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号(最終改正：平成18年11月29日)にて通知したところですが、本日付けで食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成18年厚生労働省告示第645号)が公布され、エンロフロキサシンの残留基準が改正されたことから、下記のとおり改めることとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願ひします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1中のブラジル産鶏肉(KAEFER AVICULTURA LTDA.(SIF:1672)で処理されたものに限る。)に係るエンロフロキサシンの検査を受けることを命ずる具体的理由については次のとおりとする。

基準値(0.05ppm)を超えるエンロフロキサシンが検出されるおそれがあるため。

なお、エンロフロキサシンの残留基準は、エンロフロキサシン及びシプロフロキサシンの和であることに留意願ひします。